

製造及輸移入額	製造及輸移入商者	賣藥請賣營業者	賣藥行商者	免製造及輸移入數
一、六七、六二七	一九一七、〇二八	五五九	一、九一七、〇二八	四、四一七
一、六八、四五八	一九、一九九	三、七二六	一、三六四、九八〇	四二三、九六〇
一、六九、四五八	七、八九三	五、九〇三	一、二六一、七五八	一、二六一、七五八
一、七〇、三八九	四、四二八	六、五三三	一、二四、一三七	一、二四、一三七
一、七〇、三八九	一、三二一	六、二三三	一、二六一、七五八	一、二六一、七五八
一、七〇、三八九	五、四、七五四	六、九七六	一、二二、一、七五一	一、二二、一、七五一
一、七〇、三八九	一、五一七	七、九三〇	一、一、三三〇	一、一、三三〇
一、七〇、三八九	一、四〇六	七、〇二三	一、四、七八一、七五一	一、四、七八一、七五一
一、七〇、三八九	一、五四三	二一七、九七四	一、〇六、五四四	一、〇六、五四四
一、七〇、三八九	一、四〇六	八三、二二八	八二〇、二六三	八二〇、二六三
一、七〇、三八九	九七八	一〇六、五四四	三、五〇〇	三、五〇〇
一、七〇、三八九	九八九	一〇六、五四四	一、五八一、五〇〇	一、五八一、五〇〇
一、七〇、三八九	五二二	八二〇、二六三	二四九、二一四	二四九、二一四
一、七〇、三八九	九七八	三、五〇〇	二八五、三一	二八五、三一
一、七〇、三八九	九七八	五、〇九四	五、〇九四	五、〇九四
一、七〇、三八九	三、〇九五	六五二	六五二	六五二
一、七〇、三八九	二、一八五	五一九	五一九	五一九
一、七〇、三八九	一、九四七	九七七	九七七	九七七
一、七〇、三八九	六五四	九七七	九七七	九七七
一、七〇、三八九	三四七	九七七	九七七	九七七
一、七〇、三八九	七八一	九七七	九七七	九七七
一、七〇、三八九	一、九四六	九七七	九七七	九七七
一、七〇、三八九	四、一九六	九七七	九七七	九七七
一、七〇、三八九	一、四五八	九七七	九七七	九七七
一、七〇、三八九	四、七六二	九七七	九七七	九七七
一、七〇、三八九	一、〇九二	九七七	九七七	九七七
一、七〇、三八九	一、〇八一	九七七	九七七	九七七
一、七〇、三八九	一、〇八四一	九七七	九七七	九七七
一、七〇、三八九	五、四四七	九七七	九七七	九七七
一、七〇、三八九	三、四五七	九七七	九七七	九七七
一、七〇、三八九	四、三九二	九七七	九七七	九七七
一、七〇、三八九	一、〇〇九	九三七	九三七	九三七
一、七〇、三八九	一、〇〇〇	五二九	五二九	五二九
一、七〇、三八九	一、〇〇七	九三七	九三七	九三七
一、七〇、三八九	一、〇〇九	六九三	六九三	六九三
一、七〇、三八九	一、〇〇九	五六五	五六五	五六五
一、七〇、三八九	一、〇〇九	八六二	八六二	八六二

香	愛	高	福	佐	長	熊	宮	鹿	沖
四〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
四二〇六六	一、三三六	五二〇	一、三三六	九八九	七九八	九三一七	二、五九五	七、三五一	二、八三九
五九	一	一	一	一	二	一	一	一	七、七五四
二六七、八四〇	三、三八七	三、三〇五	三、三〇五	三、三〇五	三、三六九	二、三〇八	二、五五九	二、五〇六	四、〇三五
二一五、〇四七	二、九八〇	二、九四五	一、六一五	二、六八九	五、九〇一	四、一八二	一、六四六、六七三	一、六四六、六七三	九四六、五七二
三二五、二〇五五〇	一、五七三	一、五三一	一、四〇〇	一、六五〇	一、五四三	三、四八〇	三、四八〇	三、九二四	五四七、一〇〇
八九、五七七、八六三	二、二二三	一、五七三	一、五七三	一、六五〇	一、六五〇	一、六七、〇八七	一、六七、〇八七	一、六七、〇八七	九四六、五七二

備考 衛生局年報に依り括弧内数字は輸入の分を示す。

五)
產

(イ) 市町村別分布

昭和十年末現在に於て産婆數は五九、五六〇人にして人口一萬人に付八・六となつて居る。之れを市町村別に觀察すれば市には約半數の二五、九八一人在住し人口一萬人に對する割合一一・五に當り、町在

住二、八三三人人口一萬人に付九・二に當り、村在住二〇、七四六人人口一萬人に付六・三に當つてゐる。

(ロ) 道府県別分布及産婆の在住せざる町村

産婆の分布状況を人口一萬人に對する割合を以て道府縣別に觀察すれば最も多きは東京府一一・七一にして大阪府一一・六四、和歌山縣一一・五八之れに次ぎ、最も少きは沖繩縣三・〇五にして、山梨縣四・二四、栃木縣四・九五之れに次ぐ。更に市町村に分けて觀れば多少其の趣を異にし市に於ては岩手縣二〇・九六最も多く、宮城縣一九・八八、徳島縣一五・九七之れに次ぎ、最も少きは富山縣五・五五にして、山口縣七・二三栃木縣七・二八、石川縣七・四五之れに次ぐ。町に於て最も多きは歌和山縣一二・六一にして、滋賀縣一二・一五、青森縣一二・〇五之れに次ぎ最も少きは沖繩縣四・〇一にして山口縣及山梨縣五・四九之れに次ぎ、又村に於て最も多きは大阪府一一・四九にして熊本縣一〇・九六、三重縣一〇・五二之れに

道府縣及市町村別產婆數
(昭和十年末現在)

次ぎ、最も少きは沖繩縣一・九五にして山梨縣二・六九
栃木縣三・五三之れに次ぐ。

産婆の在住せざる町村數は昭和九年三月末現在に於て二三五一にして町村數の総二倍に當る。

第三部 醫療費に關する資料

第三 醫療費に關する資料

一、はしがき

疾病に罹り又は負傷したる時精神的、肉體的苦痛の外切實に感せられるのは醫療の爲の經濟的苦痛である。而して醫療費の問題は一時に多額の失費を特定の個人が自ら負擔しなければならない點に存するのであって、後述の如く生計費の一割以上に達する世帯が年々相當の數に上る事は輕視する事の出來ない事實で、殊に病臥の結果收入の途を斷たれた場合には一家の經濟的破綻をも來すのであつて、既述の如く統計は貧困となれる原因として醫療費の負擔過大が重大なる地位を占めてゐる事を如實に示してゐる。

斯くの如く重大なる意義を有する醫療費に關しては、眞に醫療費調査の目的を以つて實施せられたる調査なく、主として生計調査に附隨して調査せらるゝに止る。従つて各調査は夫々其の對象を異にし調査の内容時期方法等必しも一致し居らざる爲其の結果又區々たるを免れぬのであるが醫療費の概況を知るため主なる調査に付説明すれば次の如くである。

二、平均醫療費

卷之三

一四

(一) 農村居住者の醫療費

農村居住者の醫療費調査は、(一)大正十年乃至大正十三年の間に於て二十三ヶ町村に付、衛生局に於て爲せる農村保健衛生實地調査成績の結果、(二)昭和八年愛知縣管内四十三ヶ町村の經濟更生計畫書に基き調査せる結果、(三)農林省の調査に依る農家經濟調査中自昭和六年
至昭和九年四ヶ年間の實績に基く結果等を擧ぐる事を得。其の結果に依れば、(一)の調査に於ては一人當年三・九一、(二)の調査に於ては一人當四・二二、一世帶當二二・六八、(三)の調査に於ては一人當三・八六、一世帶當二四・三六にして大體に於て農村居住者の醫療費は一世帶當り二十三、四圓程度のものと推定せられる。

(a) 農村保健衛生實地調査成績に依る結果

村名	人口	醫藥費	賣藥費	計	人當年額一	人賣當年額一	備考
島根縣三谷村	七四人	一・九五・〇〇	一・一九・〇〇	二・一四・〇〇	一・九九・〇〇	一・九九・〇〇	大正十年度
岡山縣吉岡村	一・〇五人	一・九九・〇〇	一・一九・〇〇	二・一四・〇〇	一・九九・〇〇	一・九九・〇〇	同
鹿兒島縣佐志村	一・〇五人	一・九九・〇〇	一・一九・〇〇	二・一四・〇〇	一・九九・〇〇	一・九九・〇〇	同
福岡縣古谷村	一・〇八人	一・九九・〇〇	一・一九・〇〇	二・一四・〇〇	一・九九・〇〇	一・九九・〇〇	同
熊本縣小田村	一・〇八人	一・九九・〇〇	一・一九・〇〇	二・一四・〇〇	一・九九・〇〇	一・九九・〇〇	同
愛媛縣多田村	一・〇八人	一・九九・〇〇	一・一九・〇〇	二・一四・〇〇	一・九九・〇〇	一・九九・〇〇	同
福井縣耳村	一・〇九人	一・九九・〇〇	一・一九・〇〇	二・一四・〇〇	一・九九・〇〇	一・九九・〇〇	同
東京府戸倉村	一・〇九人	一・九九・〇〇	一・一九・〇〇	二・一四・〇〇	一・九九・〇〇	一・九九・〇〇	同
福井縣磯部村	一・〇九人	一・九九・〇〇	一・一九・〇〇	二・一四・〇〇	一・九九・〇〇	一・九九・〇〇	同
埼玉縣持田村	一・〇九人	一・九九・〇〇	一・一九・〇〇	二・一四・〇〇	一・九九・〇〇	一・九九・〇〇	同
同 尾間木村	一・〇九人	一・九九・〇〇	一・一九・〇〇	二・一四・〇〇	一・九九・〇〇	一・九九・〇〇	同
福井縣天津村	一・〇九人	一・九九・〇〇	一・一九・〇〇	二・一四・〇〇	一・九九・〇〇	一・九九・〇〇	同
計(平均)	一・〇九人	一・九九・〇〇	一・一九・〇〇	二・一四・〇〇	一・九九・〇〇	一・九九・〇〇	同
鹿兒島縣笠利村	一・〇九人	一・九九・〇〇	一・一九・〇〇	二・一四・〇〇	一・九九・〇〇	一・九九・〇〇	同
大阪府安成村	一・〇九人	一・九九・〇〇	一・一九・〇〇	二・一四・〇〇	一・九九・〇〇	一・九九・〇〇	同
高知縣弘岡上村	一・〇九人	一・九九・〇〇	一・一九・〇〇	二・一四・〇〇	一・九九・〇〇	一・九九・〇〇	同
熊本縣流尾村	一・〇九人	一・九九・〇〇	一・一九・〇〇	二・一四・〇〇	一・九九・〇〇	一・九九・〇〇	同
愛媛縣三善村	一・〇九人	一・九九・〇〇	一・一九・〇〇	二・一四・〇〇	一・九九・〇〇	一・九九・〇〇	同
茨城縣中村	一・〇九人	一・九九・〇〇	一・一九・〇〇	二・一四・〇〇	一・九九・〇〇	一・九九・〇〇	同
愛知縣金澤村	一・〇九人	一・九九・〇〇	一・一九・〇〇	二・一四・〇〇	一・九九・〇〇	一・九九・〇〇	同

市町村別	世帯數	人口	醫療費	人當年額一
福島縣野尻村	一・〇六七	四〇人	一・〇九・〇〇	二・一四・〇〇
石川縣中邑知村	一・〇九九	四〇人	一・〇九・〇〇	二・一四・〇〇
福島縣中野村	一・〇八八	四〇人	一・〇九・〇〇	二・一四・〇〇
愛媛縣清水村	一・〇八五	四〇人	一・〇九・〇〇	二・一四・〇〇
合計(平均)	一・〇九〇	四〇人	一・〇九・〇〇	二・一四・〇〇

市町村別	世帯數	人口	醫療費	人當年額一
福島縣野尻村	一・〇六七	四〇人	一・〇九・〇〇	二・一四・〇〇
石川縣中邑知村	一・〇九九	四〇人	一・〇九・〇〇	二・一四・〇〇
福島縣中野村	一・〇八八	四〇人	一・〇九・〇〇	二・一四・〇〇
愛媛縣清水村	一・〇八五	四〇人	一・〇九・〇〇	二・一四・〇〇
合計(平均)	一・〇九〇	四〇人	一・〇九・〇〇	二・一四・〇〇

本調査は醫師在住村一二ヶ町村、無醫師村一ヶ村に付行されたものにして、醫師の在住せると否とに依り多少其の結果を異にし、在住町村に於ては一人當四・一四なるに對し醫師なき町村に於ては三・六〇を示し其の平均は三・九一である。而して賣藥費は醫師の有無に關せず醫藥費總額の約二割に當つてゐる。

(b) 愛知縣經濟更生計畫に依る結果

市町村別	世帯數	人口	醫療費	人當年額一
福島縣野尻村	一・〇六七	四〇人	一・〇九・〇〇	二・一四・〇〇
石川縣中邑知村	一・〇九九	四〇人	一・〇九・〇〇	二・一四・〇〇
福島縣中野村	一・〇八八	四〇人	一・〇九・〇〇	二・一四・〇〇
愛媛縣清水村	一・〇八五	四〇人	一・〇九・〇〇	二・一四・〇〇
合計(平均)	一・〇九〇	四〇人	一・〇九・〇〇	二・一四・〇〇

二八

一世帶當二二・六八円一人當四・二二円である。

十圓未満のもの十四ヶ町村にして、一人當醫療費に付ては五圓以上のもの十八ヶ町村、四圓以上のもの七ヶ町村、三圓以上のもの九ヶ町村、三圓未満のもの九ヶ町村である。

(c) 農家經濟調査の結果

種別	小作農		自小作農		自作農		平均
	一戸當	一人當	一戸當	一人當	一戸當	一人當	
醫師ニ支拂ヒタル額	一〇・六六	一・三三	一五・二七	二・四四	一八・六六	二・六六	一四・九九
歯科醫師ニ支拂ヒタル額	一・七七	一・三三	一・三三	一・三三	一・六六	一・六六	一・三三
賣藥購入ニ要シタル額	四・三三	一・三三	四・六〇	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三
滋養品購入ニ要シタル額	一・六六	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三
醫療用器具材料購入費	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三
看護婦及附添人ニ要シタル額	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三
接觸針灸マッサージ等ニ要シタル額	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三
保養ヲ目的トスル湯治費	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三
其ノ他	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三
支内保健衛生費額	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三
計出總額	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三
支内保健衛生費額	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三
計出總額	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三
支内保健衛生費額	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三
計出總額	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三	一・三三

本調査は農林省に於て繼續調査中の農家經濟調査の結果中至昭和六年四ヶ年間の實績に基き小作農、自小作

農自作農の別に依り社會局に於て作成せるものにして、自作農一世帶當三〇・二三(一人當四・七七)最も多く、自小作農一世帶當二四・五七(一人當三・九三)小作農一世帶當一八・三三(一人當二・九〇)にして平均一世帶當二四・三六(一人當三・八六)となつてゐる。

右の内賣藥費は大體に於て一世帶平均四圓程度を支出してゐる。之れを自作農、自小作農、小作農の別に其の各の醫療費總額に對する割合を見れば小作農二二%最も多く、自作農一九%，自小作農一四%の順である。

次に家計費に對する割合を見るに自作農及自小作農は共に四・四、小作農は三・九にして平均四・四である。

更に昭和八年度分に付調査戸數を醫療費の家計費に對する割合の別に分類すれば「一%以上三%未満」に當るもの最も多きを占めてゐる。

猶前記の割合一割以上に當るものを抽出し觀察すれば、小作農に於ては二七%のもの一戸を最大とし「一五%以上二〇%未満」のもの二戸、「一〇%以上一五%未満」のもの四戸、合計七戸にありて調査數の七%に當り、自小作農に於ては五八%のものを最高とし「一〇%以上一五%未満」三戸、「一五%以上二〇%未満」のもの二戸、「一〇%以上」のもの三戸(五八%、三八%、二三%のもの各一戸)合計八戸ありて調査戸數の八%に當り、自作農に於ては三三%のものを最高とし「一〇%以上一五%未満」のもの一〇戸、「一五%以上

「一〇%未満」のもの一戸、「一〇%以上」のもの三戸（内三三%一戸、一一%二戸である）合計一四戸ありて調査戸数の一四%に當つてゐる。

醫療費の家計費に対する割合別の戸数

猶医療費額別に觀察すれば左の如くである。

醫療費額別戶數

備考 一、昭和八年度農林省農家經濟調査に依る。

二、本妻の醫療費中には醫師、歯科醫師に支拂へる額、賣藥、滋養品、醫療器具等の購入費、看護婦、附添人の費用、按摩、針灸、マッサージ、保養を目的とす湯治に要したる費用を含む。

(二) 都會地居住者の醫療費
(イ) 奉給生活者の醫療費

三

俸給生活者の醫療費調査は(一)昭和六年より毎年内閣統計局に於て繼續調査中の家計調査の結果、(二)正十年六月より一ヶ年間の事實に付協調會の調査せる結果、(三)警察共濟組合(家族を含ます)の實績等を擧ぐる事を得。其の結果に依れば、(一)の調査に於て昭和六年以降四ヶ年間平均一人當一一・〇五、一世帶當四一・八九、(二)の調査に於ては一人當九・七七、一世帶當四一・五一、(三)の調査に於ては一人當一〇・一三にして俸給生活者の醫療費は一世帶大約四十圓程度のものと推定せられる。

(a) 家計調査（内閣統計局）の結果

本調査は昭和六年九月至昭和十年八月四ヶ年間の實績にして、其の調査人員は官吏七九〇世帯三、〇五九人、銀行會社員一、一四五世帶四、三三七人、教職員二八七世帶一、〇二九人、計二、二二二世帶八、四二五

人にして、一世帶當四一・八九一人當一一・〇五となつてゐる。

右に依れば収入階級の進むに従ひ一世帶當醫療費は増加してゐる。即ち月收「六〇圓未満」のものは「五・一三、「七〇圓未満」のものは「三一・七三、「九〇圓未満」のものは「三六・一二、「一〇〇圓を超ゆるもの」は「五二・五一」となつてゐる。次に生計費に對する割合を見れば収入額別により區々たるも月收「六〇圓未満」のもの約二%なるの外他は總べて約四%にして農家と大體同一である。

之を官吏、教職員、銀行會社員の別に觀察すれば、教職員一世帶當四五・二四（一人當二・六〇）最も高く、銀行會社員四二・四六（一人當一一・一〇）官吏三九・八三（一人當一〇・二九）の順である。次に一世帶當醫療費を收入別に見れば、官吏は「六十圓未滿」のもの二二・一一を最低とし、收入額の増すに従つて醫療費も増加し「一〇〇圓以上」のもの四七・四七を最高とし、教職員は「八十圓未滿」のもの二六・八二、「一〇〇圓以上」のもの七〇・九八を除き他は三六圓程度、（六〇圓未滿のものは調査數少き故除く）又銀行會社員は「八〇圓未滿」のもの三七・一一なるを除き「六〇圓未滿」のもの一二・九七を最低とし、收入額の増加に従ひ醫療費は増加し「一〇〇圓以上」のもの五一・六〇を最高としてゐる。

又、醫療費の家計費に對する割合を見れば、官吏四%、教職員四・五%、銀行會社員四・二%である。

(b) 働給生活者生計調査(協調會)の結果

銀行員

家計費	一人當	一世帶當	一人當	一世帶當	人世帶員	世帶數	收別	月
医療費	ル割合	内	三・九	三・九	人夫	一、三	三・七	一一九八七八六
医療費	ル割合	内	三・九	三・九	人夫	一、三	三・七	一一九八七八六
医療費	ル割合	内	三・九	三・九	人夫	一、三	三・七	一一九八七八六
医療費	ル割合	内	三・九	三・九	人夫	一、三	三・七	一一九八七八六
計費二對ス	ル割合	内	三・九	三・九	人夫	一、三	三・七	一一九八七八六

教職員

月	收別	世帶數	世帶人員	一世帶當員	家計費	醫療費
計	一一九八七六	九	三〇九	人	一	元
	○○○○○○○○	八	一、〇九	一世帶當員	一	元
	○○圓圓圓圓	七	一、〇九	一人當	一	元
	圓圓未未未未	六	一、〇九	一世帶當	一	元
以	未未滿滿滿滿	五	一、〇九	一人當	一	元
上	滿滿滿滿滿滿	四	一、〇九	一世帶當員	一	元
		三	一、〇九	一人當	一	元
		二	一、〇九	一世帶當員	一	元
		一	一、〇九	一人當	一	元

次ぎに各世帯毎に醫療費の家計費に対する割合を観察すれば左表の如く「二十%以上」のもの四戸、「十五

月	收別	世帯數	世帯人員	一世帶當		家計費	醫療費
				人	員		
三〇〇円未満	計	一元八人	九・五人	四・三三元	五・二二元	四・六六元	七・九九元
三〇〇円未満	三〇〇円未満	一元七人	九・五人	三・三〇元	三・三〇元	四・五五元	七・九九元
三〇〇円未満	二〇〇円未満	一元五人	八・五人	二・四〇元	二・四〇元	三・三三元	六・九九元
三〇〇円未満	一〇〇円未満	一元三人	五・〇人	一・五〇元	一・五〇元	二・二二元	四・九九元
三〇〇円未満	五〇円未満	一元二人	三・〇人	一・〇〇元	一・〇〇元	一・一〇元	二・九九元
三〇〇円未満	二〇円未満	一元三人	三・〇人	一・〇〇元	一・〇〇元	一・一〇元	二・九九元
三〇〇円未満	一〇円未満	一元二人	二・〇人	一・〇〇元	一・〇〇元	一・一〇元	二・九九元
三〇〇円未満	五円未満	一元二人	二・〇人	一・〇〇元	一・〇〇元	一・一〇元	二・九九元
三〇〇円未満	一円未満	一元二人	二・〇人	一・〇〇元	一・〇〇元	一・一〇元	二・九九元
三〇〇円未満	計	一元二人	二・〇人	一・〇〇元	一・〇〇元	一・一〇元	二・九九元

本調査は自大正十一年六月至大正十二年五月一ヶ月間の事實に付俸給生活者三六〇世帯一、五二七人に付調査せるものにして、一世帯當四・五二、一人當九・七七となつてゐる。一世帯當醫療費は「月收二五〇圓未滿」のもの五九・一六を最高とし「二〇〇圓未滿」のもの之れに次ぎ、以下月收の減少するに従ひ醫療費は減少し最低一八・〇〇となつてゐる。醫療費の家計費に對する割合は約三%に當り各收入階級別に見れば「二〇〇圓未滿」のもの最も高く其の割合三・五にして「五〇圓未滿」のもの二・四之れに次ぎ他は二%程度である。

更に一ヶ月の醫療費の額により世帯數を分てば、「二十圓以上」のもの六戸、「一五圓以上」のもの七戸、「一〇圓以上」のもの六戸、合計「一〇圓以上」のもの一九戸ありて調査戸數の五%に當り以下額の減するに従ひ世帯數は増加してゐる。

世帯當四・五二、一人當九・七七となつてゐる。一世帯當醫療費は「月收二五〇圓未満」のもの五九・一六を最高とし「二〇〇圓未満」のもの之れに次ぎ、以下月收の減少するに従ひ醫療費は減少し最低一八・〇〇となつてゐる。醫療費の家計費に對する割合は約三%に當り各收入階級別に見れば「二〇〇圓未満」のもの最も高く其の割合三・五にして「五〇圓未満」のもの三・四之れに次ぎ他は二%程度である。

以上二十%未満」のもの一戸、「十%以上十五%未満」四戸、合計「十%以上」のもの九戸ありて以下割合の減少するに従ひ世帯數を増してゐる。

醫療費の生計費に對する割合に依る戸數 (俸給生活者)

	二一一七五三四三二一	醫費割合
計	○五 ○ % % % % % % % %	費ノ生割計
	以以以以以以以以未	計
	上上上上上上上上滿	費
	一 - : 戶	五〇圓未滿
		未一〇〇
六〇	- 二一六八八六一八 戶	滿圓
一四九二	二五五九一七三三六〇 戶	未一五〇滿圓
八二二	一三四六一三八四 戶	未二〇〇滿圓
四九	一四四四〇六七三 戶	未二五〇滿圓
一九	- 戶	未三〇〇滿圓
一三	二一四二一三 戶	以三〇〇上圓
三七三	一二二七七五 戶	計

(c) 警察共済組合の實績

年 度 別	組合員數	醫療金	組合員一人當醫療金	組合員一人當醫療費總額
計	五七、〇九三	三三三、五六六四	五八、八四	七・三〇
(平) 年均	五八、〇八七 五九、六八二 六〇、九一二 六二、六九四 六三、二二五 六三、九九五 六三、六二六 六三、六五九 六五、九一一 六六、六六八 六七、七九二 六二、七七八	三八五、五一九 四一二、八一二 四八三、五二九 四六七、四一五 五一、四七一 五三四、四五六 六一七、〇九九 五七六、二八〇 五七八、二七九 五九八、二三三 六〇二、七四七 五〇八、四五一	六・六四 七・九四 七・四六 八・〇九 八・三五 九・七〇 九・五 九・一 九・三三 九・四四 八・六五	八・三〇 八・六五
度	五八、〇八七 五九、六八二 六〇、九一二 六二、六九四 六三、二二五 六三、九九五 六三、六二六 六三、六五九 六五、九一一 六六、六六八 六七、七九二 六二、七七八	三八五、五一九 四一二、八一二 四八三、五二九 四六七、四一五 五一、四七一 五三四、四五六 六一七、〇九九 五七六、二八〇 五七八、二七九 五九八、二三三 六〇二、七四七 五〇八、四五一	六・六四 七・九四 七・四六 八・〇九 八・三五 九・七〇 九・五 九・一 九・三三 九・四四 八・六五	八・三〇 八・六五
度	五八、〇八七 五九、六八二 六〇、九一二 六二、六九四 六三、二二五 六三、九九五 六三、六二六 六三、六五九 六五、九一一 六六、六六八 六七、七九二 六二、七七八	三八五、五一九 四一二、八一二 四八三、五二九 四六七、四一五 五一、四七一 五三四、四五六 六一七、〇九九 五七六、二八〇 五七八、二七九 五九八、二三三 六〇二、七四七 五〇八、四五一	六・六四 七・九四 七・四六 八・〇九 八・三五 九・七〇 九・五 九・一 九・三三 九・四四 八・六五	八・三〇 八・六五

共濟組合は道府縣所屬の警部補、巡查及判任官待遇の消防手を以つて組織し、其の財源とする所は毎月組合員の醸出する月俸の百分の二相當額及道府縣の之と同額の給與金にして、組合員傷病に罹りたる時、死亡したる時、癱瘓となりたる時、罹炎したる時及脱退したる時夫々規定の給付を爲すものにして組合員傷病（歯科の補綴を除く）に罹りたる時は其の醫療に要したる費用の八割を組合より支給するものである。昭和九年度迄十ヶ年間の實績に依れば組合員一人當り醫療費は一〇・一三となつてゐる。

(ロ) 勞働者の醫療費

労働者の醫療費調査は(一)昭和六年九月より毎年内閣統計局に於て繼續調査中の家計調査の結果、(二)社會局保險部に於て三府五縣に付調査せる職工生計調査、(三)協調會に於て自大正十一年六月至大正十一年五月一ヶ年間の事實に付調査せる職工生計調査を擧ぐる事を得。

其の結果に依れば一の調査に於ては一世帯當三六・四〇（一人當八・九一）、二の調査に於ては一世帯當三七・五九（一人當七・八一）、三の調査に於ては一世帯當三〇・二四（一人當七・四三）にして労働者の一世帯當醫療費は三六、七圓程度と推定せられる。

猶健康保険に於ては家族の診療を行はざるも政府の管掌する保険に於ては労働者一人當り八・三八四六、組合の管掌する保険に於ては一〇・一九程度を以つて夫々労働者の醫療費としてゐる。

(a) 家語訳者(内閣総訳局)の結果

(b) 職工生計調査(社會局)の結果

本調査は昭和六年九月より四ヶ年間に於て四、二二五世帯一七、二七〇人に付調査せるものにして、一世帯當三六・四〇（一人當八・九一）である。之を收入額別に見れば收入額の増加と共に醫療費も増嵩し、「五〇圓未滿」二五・八一、「七〇圓未滿」二七・二三、「九〇圓未滿」三七・二四、「一〇〇圓以上」四七・七〇となつてゐる。此等醫療費の生計費に對する割合を見るに、平均四%にして「五〇圓未滿」のもの四・七を最高とし、「一〇〇圓以上」のもの四・二之に次ぎ以下收入の減するに従ひ其の割合は減少してゐる。

(社會局保險部、職工生計狀態調查)

(c) 職工生計調査(協調會)の結果

本調査は東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、長崎、愛知、福岡の三府五県管内の二、七九〇世帯二、四二四人を選定し大正十二年二月及三月中の事實を社會局保險部に於て收入額別に調査したるものにして、一世帶三七・五九(一人當七・八一)^円に當り生計費に對する割合は四・二[%]となつてゐる。これを收入額別に見れば「四〇圓未滿」のもの最も多く六・一[%]に當り、比較的割合の少なきは「一二〇圓未滿」のもの二・七[%]及「一五〇圓未滿」のもの三・一[%]にして、他は大體に於て四%乃至五%である。

本調査は自大正十一年六月至大正十一年五月一ヶ年間に於て職工二九一世帶一、二三九人に付調査せるものにして一世帶當三〇・二四(一人當七・四三)にして家計費に對し二・八に當り之を收入額別に見れば大體に於ては收入額の増すに從ひ醫療費及醫療費の家計費に對する割合は増加してゐる。

更に一ヶ月の醫療費の額により世帯數を分てば、「十五圓以上二十圓未満」のもの六戸、「十圓以上十五圓未満」のもの八戸合計「一〇圓以上」のもの一四戸ありて調査戸數の五%に當り以下額の減少するに従ひ世帯數は増加してゐる。

以上二〇%未満」のもの三戸「一〇%以上一五%未満」のもの五戸合計「一〇%以上」のもの九戸ありて調査戸數の三%に當り、以下割合の減少するに従ひ世帯數を増加してゐる。

(d) 健康保険の実績

健康保険の医療費は政府の管掌する保険に於ては年度により異なるも、昭和十一年度以降歯科診療以外の診療に付被保険者一人當年七・五四四六の割を以て日本醫師會と、又歯科診療に付ては一人當年八・八四の割を以て日本歯科醫師會と契約して居る、従つて其の医療費總額は一人當年八・三八四六となり、又健康保険組合に於ては政府の管掌するものと異り、其の医療契約は人頭式のものあり、定額式のものあり、或は時價式のものありて其の医療費は組合により皆異り昭和九年度に於て全組合平均一〇・一九となつてゐる。毎年度に於て支拂ひたる額を基礎として各年度の一人當医療費を示せば左の如くである。

(三) 醫師の所得より見たる醫療費

（圓）又官公立法人病院の收入は三、九六八、二三三圓、合計三、五〇七、三〇七圓にして之れを當時の人口に割當れば人口一人當三・二六となり、又京都市在住醫師に付き、昭和四年以降五ヶ年間の調査せる結果に依れば、醫師一人當り所得は約四、三〇〇圓（入院を除く）にして人口一人當三・五〇となつてゐる。

縣	別	醫 師 數	開 業 醫	官 公 立 法 人 病 院	計	收 醫 師 一 人 當	人 口 一 人 當
新		1,018	1,056	1,056	3,129	3,420	3,420
長		1,001	1,000	1,000	3,001	3,277	3,277
岐		1,001	1,000	1,000	3,001	3,277	3,277
靜		1,001	1,000	1,000	3,001	3,277	3,277
愛		1,001	1,000	1,000	3,001	3,277	3,277
三		1,001	1,000	1,000	3,001	3,277	3,277
計		6,150	6,150	6,150	18,450	20,825	20,825
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
渴	野	阜	岡	知	重	醫	醫
縣	縣	縣	縣	縣	醫	醫	醫

名古屋稅務監督局管内

備考 昭和三年度名古屋稅務監督局管内の所得稅關係に付調査せるものである。

種別		費		額		同上ノ千分率	
男	女	計	額	男	女	平均	
新陳代謝及全身病							
傳染病及流行病							
循環器及骨膜關節疾							
呼吸器系							
消化器							
泌尿器							
神經							
皮膚							
骨							
眼							
耳							
外耳							
中耳							
鼻							
喉							
咽							
肉							
筋							
關節							
血管							
病							
病							
病							
病							
病							
病							
病							
病							
病							
病							
病							
形							
他							
計							
合							
齒							
ニ							
關							
スル							
疾							
病							
計							
合							
齒							
ニ							
關							
スル							
疾							
病							
計							
合							
齒							
ニ							
關							
スル							
疾							
病							
計							
合							
齒							
ニ							
關							
スル							
疾							
病							
計							
合							
齒							
ニ							
關							
スル							
疾							
病							
計							
合							
齒							
ニ							
關							
スル							
疾							
病							
計							
合							
齒							
ニ							
關							
スル							
疾							
病							
計							
合							
齒							
ニ							
關							
スル							
疾							
病							
計							
合							
齒							
ニ							
關							
スル							
疾							
病							
計							
合							
齒							
ニ							
關							
スル							
疾							
病							
計							
合							
齒							
ニ							
關							
スル							
疾							
病							
計							
合							
齒							
ニ							
關							
スル							
疾							
病							
計							
合							
齒							
ニ							
關							
スル							
疾							
病							
計							
合							
齒							
ニ							
關							
スル							
疾							
病							
計							
合							
齒							
ニ							
關							
スル							
疾							
病							
計							
合							
齒							
ニ							
關							
スル							
疾							
病							
計							
合							
齒							
ニ							
關							
スル							
疾							
病							
計							
合							
齒							
ニ							
關							
スル							
疾							
病							
計							
合							
齒							
ニ							
關							
スル							
疾							
病							
計							
合							
齒							
ニ							
關							
スル							

備考 本表は「昭和六年度健康保険被保険者病類別統計表」に依り推算せるものである。

一四二

以上に見る如く傷病の大分類に依れば呼吸器病に要する費用額最高を占め、三、〇〇四、〇〇〇圓にして全費用の一九・四%を占めて居る。消化器病に要する費用額之れに次ぎ一、八〇九、〇〇〇圓にして全費用の一八・二%を占め、眼疾病に要する費用額一、七一七、〇〇〇圓(全費用の一・一・一)歯に關する疾患一、五一八、〇〇〇圓(全費用の九・八%)等の順序である。

更に以上の醫療費の内多額を要する特殊の疾病を抽出し列舉すれば大體左記の疾患である。

種別	醫療費	對醫療費總額割合	健 康 保 險		警 察 共 濟 組 合	
			脚 感 氣	氣 管 支 炎	肺 結 核 及 肺 炎 カタル	助 膜 炎
脚 感 氣	七二三	八九八				
氣 管 支 炎	七四三	四四二				
肺 結 核 及 肺 炎 カタル	三九五	二・五六				
助 膜 炎	四・八一	五・八一				
齒 花 結 柳 膜 痘 痘 炎	一、七三七	六七一				
胃 腸 カ タ ル	四六	一、五二八				
	三・九三	三・三〇				
	一・二四	九・八二				

以上は健康保険の實績であるが、右の内「男の部」の病類別診療費の千分比を警察共濟組合に於ける實績と比較すれば左の如くである。

種別	醫療費	對醫療費總額割合	健 康 保 險		警 察 共 濟 組 合	
			脚 感 氣	氣 管 支 炎	肺 結 柳 膜 痘 痘 炎	胃 腸 カ タ ル
脚 感 氣	七二三	八九八				
氣 管 支 炎	七四三	四四二				
肺 結 柳 膜 痘 痘 炎	三九五	二・五六				
胃 腸 カ タ ル	四六	一、五二八				
	三・九三	三・三〇				
	一・二四	九・八二				
	九・八二	九・八二				

(二) 診療方法別

以上は病類別に依る醫療費の内訳であるが、更に醫療費を診療の内容に依つて區分する時は左表の如くであつて、一般診療に在つては費用の最も多額なるは藥治料であつて、全體の約四六・七である。之れに次ぐは處置料の一三・四、診察料一三・%等である。又歯科診療に在つては費用最も多きは一般診療と同様藥治

一四三